

有効期間満了日 令和9年3月31日
熊生企第52号
令和3年1月22日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（平成29年12月25日付け熊生企第1158号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、下記事項を変更し、引き続き、別添「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丙生企発第137号ほか。以下「警察庁通達」という。）に基づき運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

【変更点】

警察庁通達に掲げられた部内処理用書面として、当県では、DV事案管理票（以下「管理票」という。）を作成しているところであるが、管理票の内容は、相談等カード等への記録化、「ストーリー・DV事案等管理システム」及び「児童虐待事案管理システム」により網羅的に把握・管理できることから、本通達の施行をもって管理票は廃止する。

※ 警察庁通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。